



老発0316第4号  
平成24年3月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格について」の一部改正について

今般、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）」が改正されたこと等に伴い、「電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格について（平成12年4月14日老発第440号）」の一部を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内国民健康保険団体連合会及び保険者に対してその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

○電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格について（平成12年4月14日老発第440号 厚生省老人保健福祉局長通知）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>「別紙」</p> <p>1 電子情報処理組織を使用した請求に関して<u>厚生大臣</u>が定める区分、事項及び方式</p> <p>介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号。以下「請求省令」という。）<u>第二条第一項及び第二項</u>の規定に基づき、<u>指定居宅介護サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設</u>が電子情報処理組織を使用した請求に関して<u>厚生大臣</u>が定める区分、事項及び方式を次のように定め、<u>平成十二年四月一日</u>より適用する。</p> <p>(1) <u>厚生大臣</u>が定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>指定居宅サービス事業者にあつては、請求省令附則第二条第二項の表の上欄<u>第二項から第六項</u>に掲げる区分とし、指定居宅介護支援事業者にあつては、請求省令附則第二条第二項の表の上欄<u>第七項並びに第十一項及び第十二項</u>に掲げる区分とする。</p> <p>(2) <u>厚生大臣</u>が定める事項及び方式は、指定居宅サービス事業者又は<u>介護保険施設</u>にあつては、<u>サービス事業所インターフェース仕様書</u>（別添1。以下「サービス事業所インターフェース仕様書」という。）による「伝送」に係る入力情報及び入力方式によるものとし、指定居宅介護支援事業者にあつては、<u>居宅介護支援事業所インターフェ</u></p>	<p>「別紙」</p> <p>1 電子情報処理組織を使用した請求に関して<u>厚生労働大臣</u>が定める区分、事項及び方式</p> <p>介護給付費及び公費負担医療等に関する費用<u>等</u>の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号。以下「請求省令」という。）<u>第二条</u>の規定に基づき、<u>指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設又は指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は総合事業受託者</u>が電子情報処理組織を使用した請求に関して<u>厚生労働大臣</u>が定める区分、事項及び方式を次のように定め、<u>平成二十四年四月一日</u>より適用する。</p> <p>(1) <u>厚生労働大臣</u>が定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者にあつては、請求省令附則第二条第二項の表の上欄<u>第二項、第四項、第六項、第八項、第十項、第十二項、第十四項及び第十九項</u>に掲げる区分とし、指定居宅介護支援事業者にあつては、請求省令附則第二条第二項の表の上欄<u>第十七項及び第二十二項</u>に掲げる区分とし、<u>指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者</u>にあつては、請求省令附則第二条第二項の表の上欄<u>第三項、第五項、第七項、第九項、第十一項、第十三項及び第十五項</u>に掲げる区分とし、<u>指定介護予防支援事業者</u>にあつては、請求省令附則第二条第二項の表の上欄<u>第十八項及び第二十二項</u>に掲げる区分とする。</p> <p>(2) <u>厚生労働大臣</u>が定める事項及び方式は、指定居宅サービス事業者、<u>指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は総合事業受託者</u>にあつては、<u>インタフェース仕様書サービス事業所編</u>による「伝送」に係る入力情報及び入力方式によるものとし、指定居宅介</p>

ース仕様書(別添2。以下「居宅介護支援事業所インターフェース仕様書」という。)による「伝送」に係る入力情報及び入力方式によるものとする。

2 磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格

請求省令第二条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設が磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを使用した請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格を次のように定め、平成十二年四月一日より適用する。

(1) 厚生大臣が定める方式は、指定居宅サービス事業者又は介護保険施設にあつては、サービス事業所インターフェース仕様書による「磁気」に係る入力情報及び記録方式によるものとし、指定居宅介護支援事業者にあつては、居宅介護支援事業所インターフェース仕様書による「磁気」に係る入力情報及び記録方式によるものとする。

(2) 厚生大臣が定める規格は、次のとおりとする。

指定居宅サービス事業者にあつては、サービス事業所インターフェース仕様書「3. 2 インターフェース仕様 3. 2. 1 交換情報の仕様(1)媒体仕様 ② MT ③ MO及びフロッピーディスク」に規定する規格とし、指定居宅介護事業者にあつては、居宅介護支援事業所インターフェース仕様書「3. 2 インターフェース仕様 3. 2. 1 交換情報の仕様(1) 媒体仕様 ② MT ③ MO及びフロッピーディスク」に規定する規格とする。

護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、インタフェース仕様書居宅介護支援事業所編による「伝送」に係る入力情報及び入力方式によるものとする。

2 磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生労働大臣が定める方式及び規格

請求省令第二条の規定に基づき、指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者又は総合事業受託者が磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを使用した請求に関して厚生労働大臣が定める方式及び規格を次のように定め、平成二十四年四月一日より適用する。

(1) 厚生労働大臣が定める方式は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は総合事業受託者にあつては、インタフェース仕様書サービス事業所編による「磁気」に係る入力情報及び記録方式によるものとし、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者にあつては、インタフェース仕様書居宅介護支援事業所編による「磁気」に係る入力情報及び記録方式によるものとする。

(2) 厚生労働大臣が定める規格は、次のとおりとする。

インタフェース仕様書共通編「1. 2 インタフェース仕様 1. 2. 1 交換情報の仕様(1) 媒体仕様 ② MT ③ MO、CD-R及びフレキシブルディスク」に規定する規格とする。